

○国土交通省告示第1346号

ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示を次のように定める。

平成28年11月17日

国土交通大臣 石井啓一

ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示

(総則)

第1条 一般貸切旅客自動車運送事業者が、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第38条第1項及び第2項の規定に基づきその事業用自動車の運転者に対して指導監督及び特別な指導(以下「指導監督等」という。)を実施する際にドライブレコーダーにより記録すべき情報及び当該実施の際に使用すべきドライブレコーダーの性能要件に関しては、この告示の定めるところによる。

(記録する映像等)

第2条 一般貸切旅客自動車運送事業者は、一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車に運転者が乗務している間、及び指導監督等において自動車を運転者が運転している間は、次条から第10条までの規定に適合するドライブレコーダーにより、次の各号に掲げる事項(第4号に掲げる事項にあつては、第6条の規定に適合する加速度記録計を備える場合に限る。)に係る情報を記録するものとする。

- 一 自動車の前方の映像(運転者席より前方であつて車両中心線付近に備え付けられた次条の前方用カメラにより撮影される自動車の進行方向の映像をいう。)
- 二 自動車の運転者等の映像(第4条の運転者用カメラにより撮影される運転者の挙動、変速装置及びかじ取ハンドルの映像をいう。以下同じ。)
- 三 自動車の瞬間速度
- 四 自動車の加速度(道路に平行な平面における自動車の進行方向、当該平面における自動車の進行方向と直交する方向及び当該平面に直交する方向(以下「3方向」という。)の加速度をいう。以下同じ。)
- 五 警報音(車線逸脱警報装置その他の当該自動車に備え付けられている装置が安全を確保するために運転者に対して発する警報音をいう。以下同じ。)
- 六 日付及び時刻

2 前項第1号から第5号までの規定に基づき記録される情報は、それぞれ同項第6号の情報と連動したものでなければならない。

3 第1項第1号、第2号、第5号及び第6号の規定に基づき記録される情報は、広く一般的に用いられている再生用ソフトウェアを用いて電子計算機で同時に再生できるものでなければならない。

(前方用カメラ)

第3条 ドライブレコーダーは、次に掲げる要件を満たす前方用カメラを備えたものでなければならない。

- 一 水平面上に備え付けた場合に、左右にそれぞれ50度以上、上下にそれぞれ35度以上の角度の範囲を撮影できること。
- 二 640×480ドット以上の解像度で映像を記録できること。
- 三 夜間(日没時から日出時までの時間をいう。以下同じ。)において前照灯その他の灯火をつけた状態で、指導監督等の実施に支障がない程度に映像を記録できること。
- 四 0.1秒に1回以上の頻度で映像を記録できること。

(運転者用カメラ)

第4条 ドライブレコーダーは、次に掲げる要件を満たす運転者用カメラを備えたものでなければならない。

- 一 夜間でも指導監督等の実施に支障がない程度に自動車の運転者等の映像を記録できること。
- 二 0.2秒に1回以上の頻度で映像を記録できること。

(瞬間速度記録計)

第5条 ドライブレコーダーは、瞬間速度の記録の分解能が2.5km/h以下であつて、かつ、0.5秒に1回以上の頻度で瞬間速度を記録できる瞬間速度記録計を備えたものでなければならない。

2 前項の規定により記録された瞬間速度の情報を電子計算機を用いて表示した場合の誤差は、次の表の左欄に掲げる瞬間速度ごとに、同表の右欄に掲げる許容誤差の範囲内でなければならない。

瞬間速度(km/h)	速度表示の許容誤差(km/h)
40	±3.0
60	±3.0
80	±3.5
100	±4.5

(加速度記録計等)

第6条 ドライブレコーダーは、次に掲げる要件を満たす加速度記録計を備えたものとするができる。

- 一 3方向のいずれかにおいて 2.5m/s^2 以上の加速度が発生した場合に検知できる精度を有すること。
 - 二 加速度の記録の分解能は、 0.5m/s^2 以下であること。
 - 三 0.1 秒に1回以上の頻度で加速度を記録できること。
- 2 前項の加速度記録計を備えるドライブレコーダーは、一般貸切旅客自動車運送事業者があらかじめ設定した値又は 2.5m/s^2 のいずれか大きい数値以上の加速度を検知した場合には、その前後10秒以上の期間における第2条第1項の情報の記録を容易に抽出できる機能を備えたものでなければならない。

(録音機)

第7条 ドライブレコーダーは、警報音を記録できる録音機を備えたものでなければならない。

(日付及び時刻記録計)

第8条 ドライブレコーダーは、日付及び時刻を記録できるものでなければならない。

2 ドライブレコーダーは、当該ドライブレコーダーにおいて日付又は時刻の変更を行った場合に、その履歴を記録できる機能を備えたものでなければならない。

(記録装置等)

第9条 ドライブレコーダーは、第2条第1項の情報を連続して24時間以上記録できる記録媒体を備えたものでなければならない。

2 ドライブレコーダーは、記録媒体が装着されていないこと等により適切な記録が行われない状態で自動車が走行した場合にあっては、その旨を灯火、音声その他の手段により運転者に伝達する機能を備えたものでなければならない。

3 ドライブレコーダーは、第1項の記録媒体に記録されている情報の改ざん防止のため、外部からの書き込み、消去等の処理を防止する機能を備えたものでなければならない。

(耐久性)

第10条 ドライブレコーダーは、堅ろうであり、かつ、振動、衝撃等により容易に機能を停止しないものでなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)前に道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第7条第1項の規定による登録を受けた自動車に備え付けられているドライブレコーダーについては平成31年11月30日までの間、この告示の規定は適用しない。